

八千代市消防音楽隊市民参加実施要領（ご案内）

（活動の目的）

第1条 消防音楽隊と市民ボランティアが、お互いにパートナーとして協力し、防火防災を目的に「市民と消防を繋ぐ音の架け橋」として演奏活動を行うことにより、市民の防火意識の高揚を図ることを目的とする。

（登録の要件）

第2条 消防音楽隊の演奏活動に協力する市民ボランティア（以下「市民音楽隊員」という。）としての登録の要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 年齢は、満16歳以上であること。
- (2) 性別及び居住地等の制限はしない。
- (3) 吹奏楽の楽典等の知識・経験があり、一定の技術・技能を有し、所有の楽器を持参して活動できること。
- (4) 定期練習及び各種出演に参加できること。
- (5) 未成年者については、保護者の同意を要すること。
- (6) 登録に際して、音楽隊長（以下「隊長」という。）が各号について聴取し、総合的に判断するものとする。

（登録の方法）

第3条 市民音楽隊員の登録は、様式1「八千代市消防本部市民音楽隊員登録申込書」に必要事項を記入し、消防総務課（以下事務局という。）あてに、持参、郵送、Eメール、ファクシミリのいずれかにより届け出ることとする。

（登録名簿及び決定）

第4条 登録の決定は、音楽隊長が登録要件と照らし合わせ、適合と認められた場合には、様式2「八千代市消防本部市民音楽隊員登録名簿」に登載し、登録証を直接又は郵送にて交付することをもって行うものとする。

（登録証）

第5条 登録証は、名札兼用となるため、練習参加の際には着用する。ただし、出演時の登録証の着用については、音楽隊長の指示によるものとする。

（登録の期間等）

第6条 市民音楽隊員としての登録期間等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録した翌年度から3年間とする。
- (2) 3年を経過する最終年度には、音楽隊長から本人へ継続の有無の確認を行い、継続して活動できる意思が確認できた場合には、様式3「八千代市消防本部市民音楽隊員再登録申込書」の提出により、更に3年間更新することができる。

(3) 登録期間の途中で、都合により脱退を希望する場合には、様式4「八千代市消防本部市民音楽隊脱退届」を音楽隊長に提出するものとする。

また、音楽隊長は、受理した届出に隊長意見を記載し事務局へ提出するものとする。

(4) 市民音楽隊員のイメージを著しく損なう行為が認められた場合には、期間内であっても当該登録を取り消すことができる。

(5) 市民音楽隊員が登録証を亡失及び損傷した場合には、様式5「八千代市消防本部市民音楽隊員登録証再交付願い」により、登録証の再交付を受けることとする。

(出演時等の処遇)

第7条 市民音楽隊員としての出演及び練習等の活動については、ボランティアのため無償であり、交通費等の支給はしないものとする。

また、出演時における事故については、八千代市の加入する保険が適用されますが、ボランティア活動に向かう、往復途上の事故などについては保険適用外です。

(出演等の依頼)

第8条 市民音楽隊員の出演等の依頼については、次の各号に定めるところによる。

(1) 出演の依頼は、市民音楽隊員のうちから出演可能な曜日等の条件に合う隊員を選出し依頼する。ただし、該当者多数の場合には、より多くの隊員に出演の機会が与えられるよう輪番で依頼する。

(2) 各種イベント等への出演案内及び出演の可否等の連絡は、原則としてEメールにより行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 市民音楽隊員の個人情報については、八千代市消防音楽隊市民参加実施以外の目的には使用しない。

(問合せ先・申込書送付先)

第10条 問合せ先・申込書送付先等の表示は、次のとおりとする。

住所：〒276-0046 八千代市大和田新田 186

電話：047-459-7802（直通）平日の8：30～17：15まで

047-459-2441（代表）上記記載以外の時間及び土日祝日・年末年始

FAX：047-459-6232

Eメール：syousoumu1@city.yachiyo.chiba.jp

附 則

この要領は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。